

令和6年度 第3回 青森地方最低賃金審議会

日 時：令和6年8月9日(金)午後3時

場 所：青森合同庁舎4階 共用会議室

会 議 次 第

1 開会

2 議題

- (1) 青森県最低賃金専門部会長報告
- (2) 青森県最低賃金の改正決定に関する答申
- (3) 青森県特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について
 - ① 必要性についての調査審議の諮問
 - ② 青森県特定（産業別）最低賃金改正申出の概要
 - ③ 検討小委員会委員の選出
 - ④ 意見聴取に係る申出人・参考人の推薦
- (4) その他

3 閉会

資 料 目 次

1	青森県最低賃金引上試算表（令和6年度）	1
2	青森県特定（産業別）最低賃金改正申出状況	3
3	青森県特定（産業別）最低賃金改正申出書	4

青森県最低賃金引上試算表（令和6年）

青森労働局

現行の最低賃金	引上額・引上率、影響率			
	金額（円）	引上額（円）	引上率（％）	影響率（％）
時間額				
898円	898	0	0.00	-
	899	1	0.11	8.0
未満率	900	2	0.22	8.1
1.8%	901	3	0.33	16.9
	902	4	0.45	16.9
	903	5	0.56	17.0
	904	6	0.67	17.0
	905	7	0.78	17.2
	906	8	0.89	17.6
	907	9	1.00	17.6
	908	10	1.11	18.4
	909	11	1.22	18.4
	910	12	1.34	18.6
	911	13	1.45	19.4
	912	14	1.56	19.4
	913	15	1.67	19.5
	914	16	1.78	19.6
	915	17	1.89	19.7
	916	18	2.00	19.8
	917	19	2.12	20.0
	918	20	2.23	20.1
	919	21	2.34	20.2
	920	22	2.45	20.2
	921	23	2.56	21.3
	922	24	2.67	21.7
	923	25	2.78	21.8
	924	26	2.90	22.0
	925	27	3.01	22.1
	926	28	3.12	22.5
	927	29	3.23	22.7

928	30	3.34	22.7
929	31	3.45	23.4
930	32	3.56	23.4
931	33	3.67	24.8
932	34	3.79	25.0
933	35	3.90	25.0
934	36	4.01	25.2
935	37	4.12	25.3
936	38	4.23	25.4
937	39	4.34	25.6
938	40	4.45	26.1
939	41	4.57	26.2
940	42	4.68	26.3
941	43	4.79	27.3
942	44	4.90	27.4
943	45	5.01	27.4
944	46	5.12	27.5
945	47	5.23	27.5
946	48	5.35	27.7
947	49	5.46	27.8
948	50	5.57	27.9
949	51	5.68	27.9
950	52	5.79	28.0
951	53	5.90	30.4
952	54	6.01	30.5
953	55	6.12	30.6
954	56	6.24	30.7
955	57	6.35	30.9
956	58	6.46	31.1
957	59	6.57	31.2
958	60	6.68	31.3
959	61	6.79	31.4
960	62	6.90	31.5

青森県特定（産業別）最低賃金改正申出状況

(令和6年7月31日現在)

青森労働局

改正申出 産 業	申出月日	適用事業場数	(参考) 3年経済セン サス上の労働者数			申出代表者（組合名）	
		適用労働者数					
E22 鉄鋼業	7月31日	31	1,714			日本基幹産業労働組合 連合会 青森県本部	
		1,476					
	申出労働者 合計	申出労働者内訳			現在の最低賃金		
	825人 55.9 (%)	協 約	機関決定	個人合意	時間額	発効年月日	
		825	—	—	992円	令和6年 1月19日	

改正申出のケース：労働協約ケース

改正申出 産 業	申出月日	適用事業場数	(参考) 3年経済セ ンサス上の労働者数			申出代表者（組合名）	
		適用労働者数					
E28・29・30 電子部品・デ バイス・電子 回路、電気機 械器具、情報 通信機械器具 製造業	7月31日	135	9,673			電機連合青森地域協議会	
		7,967					
	申出労働者 合計	申出労働者内訳			現在の最低賃金		
	3,369人 42.3 (%)	協 約	機関決定	個人合意	時間額	発効年月日	
		1,011	1,978	380	927円	令和6年 1月19日	

改正申出のケース：公正競争ケース

改正申出 産 業	申出月日	適用事業場数	(参考) 3年経済セン サス上の労働者数			申出代表者（組合名）	
		適用労働者数					
I56 各種商品 小 売 業	7月31日	24	1,882			UAゼンセン青森県支部	
		2,124					
	申出労働者 合計	申出労働者内訳			現在の最低賃金		
	947人 44.6 (%)	協 約	機関決定	個人合意	時間額	発効年月日	
		947	—	—	921円	令和5年 12月21日	

改正申出のケース：公正競争ケース

改正申出 産 業	申出月日	適用事業場数	(参考) 3年経済セ ンサス上の労働者数			申出代表者（組合名）	
		適用労働者数					
I591 自動車 小売業	7月31日	646	5,745			全日本自動車産業労働組合 総連合会青森地方協議会	
		4,908					
	申出労働者 合計	申出労働者内訳			現在の最低賃金		
	2,174人 44.3 (%)	協 約	機関決定	個人合意	時間額	発効年月日	
		1,298	876	—	923円	令和5年 12月21日	

改正申出のケース：公正競争ケース

2024年 7月31日

青森労働局長 殿

住 所 青森県八戸市大字河原木字遠山新田 5・2
組合名 日本基幹産業労働組合連合会青森県本部
代表者 委員長 石 崎 尚 人

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、青森県鉄鋼業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹労働者の範囲
青森県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者
1, 476人
2. 改正を申し出る最低賃金の件名
青森県鉄鋼業最低賃金
3. 申出の内容
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。
賃金の最低額に関する労働協約適用労働者数825人
青森県における鉄鋼業を営む使用者に適用される労働者数1, 476人
 $= 0.559 > 1/3$ 以上
(最も低い)労働協約の金額 = 1, 055円/時間額
現在適用されている法定最低賃金額 = 992円/時間
5. 個々の労働者の合意書
不要



6. 添付書類

- ① 労働協約の写し。
- ② 申出合意書及び委任状
- ③ 青森県における鉄鋼業の事業所数及び労働者数及び当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

以上

2024年 7月31日

青森労働局長 殿

青森県三沢市南町3丁目31-2776
電機連合青森地域協議会
議長 小川 辰也

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正を下記のとおり申出る。

記

1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

青森県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

3, 369人

2 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

青森県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

但し、電球・電気照明器具製造業、電子計算機、同付属装置製造業及び医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く。

次に掲げるものは除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 部分品・機器等の組立または加工業務のうち、小型電動工具または手工具を用いて行なうかしめ、バリ取り、巻線、穴あけ、部分品の取り付けまたは小型機器の簡易な操作に主として従事する者
- (4) 清掃、片付け又は賄い、運搬及び警備の業務に主として従事する者

以上 約7, 967人



3 改正の決定を申出る最低賃金の件名

青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。

4 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。
尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5 申出の理由

- (1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
- (2) 申出産業は、青森県において、販売額、従業員数などからみても、県内の賃金秩序に与える影響が大きいだけでなく、雇用、消費など地域経済においても重要性をもつこと。
- (3) 青森県の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に働く労働者の賃金は、2022年経済構造実態調査（製造業事業所調査）（経済産業省）によれば、事業所規模による格差が存在しており、公正競争確保のためにも産業別最低賃金の改定が必要であること。

6 添付書類

- (1) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の数を記した書面
- (2) 賃金の最低額に関する労使協定書の写
- (3) 機関決定の写
- (4) 個々の労働者の合意書
- (5) 申出代表者に対する委任状
- (6) 賃金格差の存在を示す疎明資料

2024年 7月31日

青森労働局長 殿

青森市中央1丁目1-21
青森日商連中央ビル内
U Aゼンセン青森県支部
支部長 佐々木 徹

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、青森県各種商品小売業最低賃金の改正を下記のとおり申出る。

記

1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

青森県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者。

947人

2 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

青森県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものは除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

以上 約 2,124名

3 改正の決定を申出る最低賃金の件名

青森県各種商品小売業最低賃金



4 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正を求める。

なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5 申出の理由

- (1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正を求めるものである。
- (2) 申出産業は、青森県において、販売額、従業員数などからみても小売業に占めるウエイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響が大きいだけでなく、雇用、消費など地域経済においても重要性をもつこと。
- (3) エネルギー価格の資源・原材料価格の高騰による物価上昇を背景に、企業は利益確保のため生産コストの価格転嫁を考えなければならない。また、経済の安定と成長には「賃金と物価の好循環」の実現が求められ、労務費の適正な価格転嫁は最も重要な要素である。

青森県においての賃金実態をみると、厚生労働省の2023年賃金構造基本統計調査では、小売業(男)計の1,000人以上規模事業所の決まって支給する現金給与額(所定内給与額)が271,000円であるのに対し、100~999人規模では263,100と7,900円程度、10~99人規模では222,200円と48,800円程度の規模間格差が存在している。現状の企業間賃金格差の状況は、公正競争が確保されているとは言えず、しかしながら、労務費は取引価格に転嫁しづらい状況もあることから、同種の基本的労働者の最低賃金について、設定の引き上げが必須である。

6 添付書類

- (1) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の数を記した書面
- (2) 賃金の最低額に関する労使協定書の写
- (3) 機関決定の写
- (4) 申出代表者に対する委任状
- (5) 「2023年賃金構造基本統計調査結果」

2024年 月 日

青森労働局長 殿

青森市石江字岡部85-3
全日本自動車産業労働組合総連合会
青森地方協議会 議長 小笠原 裕介

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、青森県自動車小売業最低賃金の改正を下記のとおり申出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

青森県において、自動車小売業を営む使用者に使用される労働者。

2, 174人

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

青森県において、自動車小売業(二輪自動車小売業を除く)を営む使用者に使用されている労働者。

但し、次に掲げるものは除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃、片付け、洗車又は賄いの業務に主として従事する者

以上 約4,908名

3. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

青森県自動車小売業最低賃金

4. 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。
なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。



5. 申出の理由

- (1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けべき労働者の概ね3分の1の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
- (2) 申出産業は、青森県において、販売額、従業員数などからみても県内の賃金秩序に与える影響が大きいだけでなく、雇用、消費など地域経済においても重要性をもつこと。
- (3) 青森県において自動車小売業に働く労働者の賃金実態を調査した資料は見当たらないが、2023年賃金構造基本統計調査によれば、小売業男性の1000人規模事業所の決まって支給する現金給与額が296,300円であるのに対し、100人～999人規模では275,700円、10～99人規模では232,900円と、最大で63,400円の規模間格差が存在している。この中に含まれる自動車小売業の賃金実態も同様の規模間格差が存在するものと推定されるものであること。

6. 添付書類

- (1) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の数を記した書面
- (2) 賃金の最低額に関する労使協定書の写
- (3) 機関決定の写
- (4) 申出代表者に対する委任状
- (5) 賃金格差の存在を示す疎明資料
「2023年賃金構造基本統計調査結果」

以 上